

委員の皆様からの御意見一覧

項目	いただいた御意見	市の考え
<p>1 労働環境報告書について</p>	<p>(1) 場合によっては、14日以内の提出は無理かもしれない。</p> <p>(2) 各種の確認事項なのでこの内容で良いと思います。部分的なところで写しの提出も考えては？</p> <p>(3) 「提出期限（契約から14日以内）や報告の項目等」は妥当。アンケート結果でも「妥当」が多数である。</p> <p>(4) 他の自治体では「労働環境を更に向上させる取組に関する事項として項目を加え、関係法令（女性の職業生活における活躍に関する法律 など）への取組状況を確認するなどしており、そういった項目があっても良いのではないかと思われる。</p> <p>(5) 法令順守の観点から、既存のリーフレット等（郡山市役所内各部門やハローワーク、労働局などと連携）を添付し、契約者に理解を促すことが必要。さらに支援施策等の紹介もしてはどうか。 参考①中小企業庁の支援施策紹介マニュアル 参考②福島県の最低賃金</p>	<p>公契約アンケートの回答においても、特に下請業者がいる場合、書類のやり取りに時間がかかるため14日以内の提出は難しいとの意見もいただいているところである。今年度規則改正し労働環境報告書の様式がハンコレスとなる予定であるため、改正後はメールでの提出も可としたい。業者間のやり取りや市への提出がメール等でも可となれば、提出期限の問題はある程度解決できると考える。</p> <p>郡山市公契約条例施行規則第6条第3項において、労働環境報告書の対象となる法令について定められており、女性の職業生活における活躍に関する法律第8条に定める一般事業主行動計画の策定もこれに含まれているが、労働環境報告書（その1、その2）においては、同法を含めた関係法令の遵守を確認していることにとどまり、個別事項として確認欄を設けていない。今後、ほかの法令も含め個別項目の設定について検討する。 なお、建設工事では福島県次世代育支援企業制度の認証状況を評価できるよう業者登録の主観点に、「働く女性応援中小企業」及び「仕事と生活の調和推進企業」の項目を設け、認証を受けている事業者に加点をしている。</p> <p>事業者の条例への理解や情報提供を図るため、リーフレット等の配付を行う。また、公契約条例の周知や理解をいただくため、今年度「市政きらめき出前講座」に公契約条例の講座を追加した。 条例の概要や市と事業者の責務のほか、事業者向けには労働環境報告書の提出についての説明、労働者向けには、市への申し出制度について等の内容で、公契約条例への理解を深め、適正な公契約の締結及び履行と労働環境の確保につなげたいと考えている。</p>
<p>2 公契約条例アンケートについて</p>	<p>(1) 労働者の区分と給与体系に違和感があった。 正規従業員 アルバイト・パート、日雇いという従業員の区分を知りたいのか、月給者、日給者、時給者という給与の体系を知りたいのかが明確でない。 月給のアルバイトはいないが、時給者でも日給者でも正社員はいる。 労使関係がその日で終わる可能性が高い日雇い労働者にアンケートをお願いするのは困難だし、回収した次の日にはもう会社にいない者が選択肢として意味があるのか、ないのか。</p> <p>(2) 現状の流れ、対象者などを確認したい。</p>	<p>給与体系ではなく、労働者の区分について把握したいことから、正規、非正規（パート・アルバイト）、派遣社員、その他という項目に変更する。</p> <p>【対象案件】労働環境報告書提出対象の案件すべて 【対象者】元請及び下請事業者、対象案件の従事者 【全体の流れ】監督員から元請事業者に配付し、元請事業者から下請事業者、事業者から従事者に配付をお願いしている。 【配付枚数】事業者従事者合わせて1,500枚を目安に、事業者に1枚、従事者業は案件数により調整して配付している。案件ごとの従事者数は把握できないため、概数で配付せざるを得ない。昨年は工事の案件には6枚、委託の案件には10枚配付した。 【回答方法】アンケートと同枚数の返信用封筒を添付しているため、各業者、個人から提出できるようにしている。電子での回答も可としている。 ※詳細は資料4-1で説明。</p>

項目	いただいた御意見	市の考え																																																																						
3 条例の施行状況について	<p>(1) 本条例5条で「労働者等の労働環境を確保するため遵守する規則で定める関係法令」は同規則4条にあるとおり幅広い。 女性の職業生活、障害者の雇用の問題や建設業法、下請法の問題も重要なので条例の基本理念にのっとり、幅広く対応すべき。</p> <p>(2) 業務委託においては、4条(2)を最大に順守して頂きたい。郡山市の物件において市外・県外業者が受注出来るのはおかしい。一定基準の実績のある市内本社の業者の応札のみとすべき。いくら公正・透明性であっても市内業者の地産地消であるべき。現在、会津・福島・いわきにおいては地元業者優先である。郡山の物件に各社が参入している。公契物件には、市内業者と一筆入れて頂きたい。 市内の企業の育成にはなっていない。 業界をまとめている中でこの事が大きな問題のひとつである。</p>	<p>1(4) 前段のとおり。 なお、郡山市では条例の目的を達成するため基本理念及び市の責務に基づき、働き方改革推進のため、平成27年度から電子入札の導入及び拡大を進め、令和4年度からキャリアアップシステム(CCUS)の活用、週休二日工事の実施、さらには今年度クラウド環境を利用した電子契約の導入など各施策の拡充を図っている。</p> <p>公契約条例第4条第2号に基づき市内業者の受注機会の確保のため、業者選定や入札条件を定めているところである。業務内容、履行実績、競争性の確保等の面から入札及び契約方法を選択している。 令和4年度の業務委託の市内業者の落札率は下表のとおり。 警備業務(機械)の市内の登録業者は1社と少なく、市外県外の業者に委託している案件も6割程あるが、警備業務(機械)を除いた市内業者の落札率は95.43%で、市内業者の受注機会の確保に努めているところである。 今後も、競争性を確保しつつ、公契約条例に基づいた入札契約が行われるよう、案件ごとに検討をしていく。</p> <table border="1" data-bbox="1567 745 2567 1144"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">業務名称</th> <th rowspan="2">登録 事業者数</th> <th rowspan="2">(うち市内 事業者数)</th> <th rowspan="2">契約 件数</th> <th colspan="2">市内事業者契約</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>消防設備保守点検業務</td> <td>64</td> <td>31</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浄化槽保守点検業務</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>緑地等維持管理業務</td> <td>62</td> <td>47</td> <td>164</td> <td>164</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>建物清掃業務</td> <td>62</td> <td>25</td> <td>45</td> <td>38</td> <td>84.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5</td> <td>警備業務(総括)</td> <td>50</td> <td>18</td> <td>72</td> <td>35</td> <td>48.6%</td> </tr> <tr> <td>・警備業務(常駐・巡回・駐車場)</td> <td>44</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>68.4%</td> </tr> <tr> <td>・警備業務(機械)</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>53</td> <td>22</td> <td>41.5%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>受付・案内業務</td> <td>42</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6業種合計</td> <td>307</td> <td>150</td> <td>338</td> <td>294</td> <td>87.0%</td> </tr> </tbody> </table>	No.	業務名称	登録 事業者数	(うち市内 事業者数)	契約 件数	市内事業者契約		件数	割合	1	消防設備保守点検業務	64	31	35	35	100.0%	2	浄化槽保守点検業務	27	19	21	21	100.0%	3	緑地等維持管理業務	62	47	164	164	100.0%	4	建物清掃業務	62	25	45	38	84.4%	5	警備業務(総括)	50	18	72	35	48.6%	・警備業務(常駐・巡回・駐車場)	44	17	19	13	68.4%	・警備業務(機械)	6	1	53	22	41.5%	6	受付・案内業務	42	10	1	1	100.0%	6業種合計		307	150	338	294	87.0%
No.	業務名称	登録 事業者数						(うち市内 事業者数)	契約 件数	市内事業者契約																																																														
			件数	割合																																																																				
1	消防設備保守点検業務	64	31	35	35	100.0%																																																																		
2	浄化槽保守点検業務	27	19	21	21	100.0%																																																																		
3	緑地等維持管理業務	62	47	164	164	100.0%																																																																		
4	建物清掃業務	62	25	45	38	84.4%																																																																		
5	警備業務(総括)	50	18	72	35	48.6%																																																																		
	・警備業務(常駐・巡回・駐車場)	44	17	19	13	68.4%																																																																		
	・警備業務(機械)	6	1	53	22	41.5%																																																																		
6	受付・案内業務	42	10	1	1	100.0%																																																																		
6業種合計		307	150	338	294	87.0%																																																																		
4 労働者等の申出	<p>(1) 適正であるが中々申出することは難しいのでは、その環境作りが必要。</p> <p>(2) アンケート結果「労働者等の周知について」(口頭説明)(特に行っていない)が50%ある。 従事者へのアンケート結果では内容について《知らない》等の割合多い。 運用について工夫が必要であろう。</p> <p>(3) 市長等に申出可能となっているが、連絡先等は明確になっているか確認したい。 申出対象労働者がスムーズに相談・申出ができるよう配慮が必要。(労働者に申出先を周知することを義務化できないか。)</p>	<p>公契約条例11条で市長等にも申し出ができる案件において、労働者等に対し申し出をする場合の連絡先を作業所等の見やすい場所に掲示又は書面交付をすることとしている。市のウェブサイトに周知チラシを掲載しており、これを活用している事業者もいるようである。 しかし、昨年度のアンケート結果では、申し出できることを知っていた人は51.7%で、事業者が掲示又は書面交付をしても、十分に周知できていない。 このことから、監督員を通じてチラシを配付することにより労働者への周知を図っていくこととする。</p>																																																																						
5 その他	<p>(1) 現在、協会としてその業務の内容を点検して各施設の状態を把握し業務を代行する「インスペクター」と言う検査の研修を行なう準備を県と調整しております。これを公契約の中に取り込んで頂きたいと考えています。これにより委託業務の品質の向上が出来、条例3条4条5条の点検になるのでは。</p>	<p>公契約の適正な履行及び品質の確保のための施策の推進については、条例第4条に定める市の責務であることから、先進事例などを参考に有効な取組を検討していく。</p>																																																																						